

農業委員会だより

編集・発行 いわき市農業委員会

No.193

〒970-8026
いわき市平字堂根町4-8
TEL.0246(22)7534
FAX.0246(22)7538



主な記事のご紹介

2ページ

- 農地パトロール強化月間

3ページ

- 農業者年金がさらに便利になります。

4ページ

- 今号の表紙から
- がんばる農業者
あの人 この人

5ページ

- 農地流動化情報
- 農地の納税猶予を受けている方へ
- 農作業労働賃金標準額のアンケート調査にご協力を！

6ページ

- 地区だより

8月から11月は「農地パトロール強化月間」です!



太陽光発電設備への転用に係る履行状況調査

実施スケジュール

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	・・・	概ね6か月後
農地パトロール (農業委員・推進委員による 利用状況調査)			利用意向調査 (所有者等へ調査票を送付 →意向を記入し返信)			意向に沿った支援など (農地中間管理機構への 貸し出し支援等)			現地確認など (自ら耕作・貸し出し を行う意向の農地)

農地パトロールへのご協力を

同パトロールのため、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

利用意向調査は必ず返信を

遊休農地や遊休化のおそれのある農地に関しては、所有者・借受人に今後の利用方法の意向を確認するための書類を郵送しますので、必ず返信ください。

調査後はどうなるのか

所有者の意向を踏まえ、農地を効率的に利用できるよう、農地中間管理機構への貸し出しや、本紙面「農地流動化情報」への掲載などの支援を行います。

お問い合わせ先

農業委員会事務局 農地調査係

☎(22)7574

農地パトロール強化月間とは
毎年8月から11月を農地パトロール強化月間として、農業委員と農地利用最適化推進委員、事務局職員が、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用の発生防止・早期発見を目的に現地調査を実施するものです。また、広報車や市ホームページ等の広報活動を通じて、市民への法制度の普及啓発を図ります。



遊休農地の解消に向けた実態把握

農業者年金がさらに便利になります。

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント

1

令和4年1月から

35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

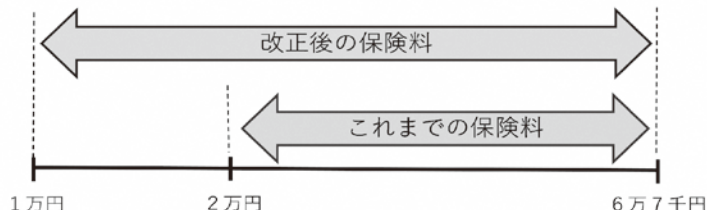
【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】

（千円単位で選択できます）



ポイント

2

令和4年4月から

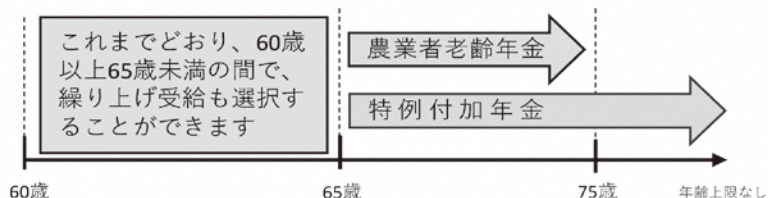
年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



【年金の受給要件】

【農業者老齢年金】

- ・ 65歳以上であること

【特例付加年金】

- ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ・ 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- ・ 65歳以上であること

ポイント

3

令和4年5月から

加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

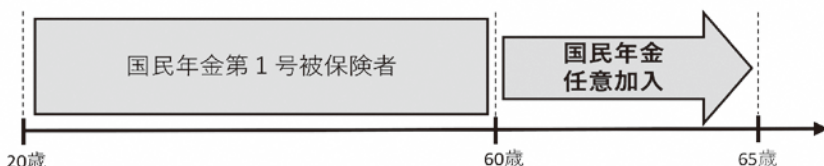
現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJA又は農業者年金基金にお問い合わせください。

お問い合わせ先

農業委員会事務局

農政振興係

☎ 22-7534

今号の表紙から

いわき市四倉町上柳生中山地区にある市民農園「天空の里山」で、母国の美味しい野菜を、日頃お世話になっている方々に食べてほしいとの想いで農作業に励んでいるのが、タイ出身のカンヤ・ソムキッドさん。

カンヤさんは日本が大好き。特に東京都心にはない海、山、川という大自然に恵まれ、一年を通して温暖ないわき市に惚れ込み、29歳の時に移住し、現在「タイ古式マッサージ ラマハウス」のオーナーでマッサージ師として働いています。実家はタイ・東北部の県にあり、何十種もの品種のマンゴーを栽培する農家で、他にもパイヤやパクチー、空芯菜を無農薬で栽培しています。カンヤさんも幼い頃から手伝っていたので農作業はベテランですが、気候も土壌も違ういわき市でタイの野菜を栽培するのは容易ではないようです。カンヤさんに畑を提供しているのは「天空の里山」を管理する福島裕さん。タイの野菜はどれも味が濃く栄養価が高いのが特徴で、タイの野菜をマッサージ利用者さんに食べてもらって元気になってほしいというカンヤさんの想いに福島さんも応えようと、土作りからサポートしています。「天空の里山」では、荒れた農地を再生してオーガニックコットン栽培やカンヤさんのような有機農業に関心のある方に畑を提供しており、各畑ごとに栽培者さんの作りたい作物をそれぞれの農法で楽しんでいます。そこには野菜づくりを通して生き生きとしたコミュニティが生まれ、たくさん笑顔があふれています。

(撮影・執筆 志賀幸)

がんばる農業者 あの人この人



たかはぎ ゆりこ
高萩 百合子さん(75歳)

いわきの夏を代表する作物といえば、何を思い浮かべますか？私が一番に思い浮かべたのは、甘くてみずみずしい「梨」です。というわけで今回、小川町で梨を栽培する高萩さんの元を訪ねました。

「60の手習いだね」と高萩さんは笑います。ちょうど60歳になる平成18年に叔母より受け継いだという圃場は、高台でとても日当たりが良く清々しい場所。息子さんに手伝ってもらいながら、日々の管理をほぼ一

人でこなしています。受け継ぐまでは出荷の手伝いはしていたものの、栽培については右も左もわからない状態からのスタート。いろいろな方から指導を受ける中、「木と会話しなさい」と言われたことが印象に残っているとのこと、この日も木と会話しながら、一本一本丁寧に誘引と剪定作業をされていました。作業中、梨木をここまで育てる中でお世話になった人について嬉しそうに話してくださったり、「高萩さ

んの車が見えたから」と圃場に遊びに来る人がいたり。帰り道では知り合いを見つけて笑顔と共に会話を交わす。そんな様子から、高萩さんがこれまでいかに人と人のつながりを大切にしてきたかが伝わってきました。



▲梨の花

(撮影・執筆 菅野綾)

農地流動化情報 Vol.51

農業委員会では、耕作を目的とする農地情報の収集・提供を行っています。売買・貸借等の意向がある方は、是非ご相談ください。

◆売りたい [※No.2、3、4は貸地も可能]

No.	農地の所在地	地目	面積(a)
1	四倉町字八日十日 (8筆)	畑	13.18
2	平下高久字大志田 (1筆)	田	9.42
3	四倉町名木字前田 (1筆)	田	9.31
4	泉町字横山 (4筆)	畑	18.86

◆貸したい

No.	農地の所在地	地目	面積(a)
1	鹿島町下蔵持字水道 (6筆)	田	40.44
2	鹿島町下蔵持字高柳 (1筆)	田	36.70
3	鹿島町下蔵持字岸田 (1筆)	田	15.37
4	小名浜住吉字前堀子 (1筆)	田	19.85
5	渡辺町泉田字花立 (3筆)	田	47.62
6	渡辺町泉田字花立 (1筆)	畑	22.88
7	好間町今新田字露重 (1筆)	田	991.0

お問い合わせ先

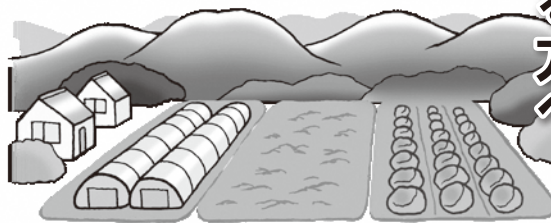
農業委員会事務局 農地調査係

☎(22)7574

農地の納税猶予を受けたい方へ

引き続き農業経営を行うことを条件に、贈与税や相続税の納税猶予の適用を受けている農地は、農業経営の廃止や農地以外の転用、耕作の放棄などにより、一部例外を除いて納税猶予が打ち切られ、面積に応じ税額の全部または一部に利子税を付して納付が必要となります。

農地の納税猶予制度は、農地の相続等による農業経営の細分化を防止するとともに農業後継者を支援し、農業経営の継続を図るために設けられた税制上の特例措置ですので、制度を利用されている方は、引き続き農地の適正な活用をお願いいたします。



農作業労働賃金標準額のアンケート調査にご協力を!

農業委員会では、農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる農作業労働賃金標準額を毎年定めております。

この度、令和5年農作業労働賃金標準額の作成に向けて、農作業労働賃金標準額を利活用されている皆様の御意見を伺うため、アンケート調査を実施しますので御協力をお願いします。

農作業労働賃金標準額についてアンケート



期 間 令和4年7月1日から7月31日まで

方 法 アンケート調査用投稿フォームから御回答をお願いします。

☞ スマートフォンからは、下記のQRコードから御回答ください。



アンケート調査用投稿フォームQRコード

☞ いわき市農業委員会ホームページからも御回答いただけます。

(URL) <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1650864270096/index.html>

(市ホームページから、**農作業労働賃金標準額**で検索)

お問い合わせ先 農業委員会事務局 農政振興係 ☎ 22-7534



復興進む、災害のない街、 いわきをめざして

令和元年10月12日に東日本を襲った台風は、いわき市で夏井川、好間川、新川をはじめ、他の中小河川でも堤防決壊と氾濫を起こしました。平、小川、好間、内郷地区を中心に市内各所で人的被害、家屋、土木、農作物、公共施設等の被害額は400億円を超える甚大なものとなりました。

市民生活においても、平窪地区にある、いわき市水道局平浄水場の浄化設備と電源設備、機械設備が水没損傷したのをはじめ、各地で断水等を余儀なくされ復旧まで市民生活に大きな影響を及ぼしました。

市民の安心、安全を願う熱意と関係者の努力が実り多額の復旧予算が計上され、各河川の堤防強化と川の流れを阻害していた中州の雑木、土砂等の撤去作業が行われています。夏井川地域では小川地区から新舞子海岸の河口まで大型重機と取り除いた土砂を運ぶダンプカーが走り回っています。

撤去した良質な土砂や川砂等は、低湿地にある田畑の地盤改良や雑地等の盛り土にも再利用されています。



(撮影・執筆 新妻信夫)



盗人街道を行く

盗人街道？何だか変な名前の道路ですね。いったいどこにあるのだらうと思う方もいるかもしれません。でも、この道路はどこにでもあるのです。もちろんあなたの町にも、あなたの家の脇の道もそうかもしれません。昔はこんな呼び方はしませんでした。地域の

人たちの生活の道ですから当然です。ところが最近、交通事情の発達により地域の生活道路が通り抜け用道路として利用されたり、健康ウォーキングの方々等さまざまな人たちが生活路や農道を通るようになりました。そして、それに比例するように農道や用水路等に空き缶やゴミのポイ捨てが目立つようになり、ポツンポツンと野菜が盗まれるようになってきました。頭の黒いネズミがエサ場をみつけたのです。ひどい時には、そろそろ収穫できるまで生育した野菜がゴソッと盗まれるのですからたまったものではありません。

野菜の値段が高いときは盗まれる量は増えるのですが、それに関係なく日常的に盗まれてしまっています。頭の黒いネズミは自分の畑と勘違いしているのです。盗人街道？何だか変な名前の道路ですね。いったいどこにあるのだらうと思う方もいるかもしれません。でも、この道路はどこにでもあるのです。もちろんあなたの町にも、あなたの家の脇の道もそうかもしれません。昔はこんな呼び方はしませんでした。地域の



(撮影・執筆 田子耕一)

編集後記

現在の編集委員になり一年が経ちました。新しい視点から、必要としているより多くの情報をお届けするため、編集委員はいわき市内を駆け回っております。表紙は、市内でも多く見られるようになった、外国人就農者のご紹介になります。一般企業で働き、知識を習得して母国へ帰国される方だけでなく、現在は農業分野まで拡大始めました。今回ご紹介する方は、日本のモノづくりではなく、母国のタイで生産している野菜作りに挑戦です。気候や文化が違いますが、ぜひ頑張っていることです。

今回も、内容の充実した農業委員会だよりが完成しました。今後も、皆様

編集委員

蛭田元 起編集長・生田目祥明副編集長
志賀 幸・田子耕一・岡村泰典
菅野 綾・新妻信夫

(執筆 岡村泰典)